その費用は修繕費なのか、そうでないのか?

不動産投資を続けている限り、物件の価値を維持する為に 『修繕費』は避けられません。

一般的に使われる修繕費 実は、2つの意味合いが含まれています。

- 修繕費
- 資本的支出

です。

修繕費は損金として認められるので その分は所得から引かれ税金を納める必要がありません。

しかし、資本的支出は一括で損金に認められない為 減価償却する必要があります。

では、損金と資本的支出のラインはどこにあるのでしょうか?

ſ	§繕 費	資本的支出
	20万円未満	
-	3年程度の周期で行う必要があるもの	
-	通常の維持管理の為のもの	
-	毀損したものを原状回復するためのものか	・ 明らかに価値を高めるもの又は耐久性を増すもの
-	災害に伴って支出したもの	
-	明らかに価値を高めるもの又は耐久性を増すもの	
L	ではなく60万円未満	

まず、20万円未満のものは修繕費となります。

20万円以上のもので修繕費の欄に書いている内容 のものであれば修繕費として認められます。

修繕費か、資本的支出か迷われた場合に 上の表を参考にしていただければと思います。



お問い合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 石本